

能登半島地震の被災者の皆様に対する 豊中市営住宅の一時避難住戸としての提供について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災者の皆様に、次のとおり豊中市営住宅の空き住戸を一時避難住戸として提供いたします。

1. 一時避難住戸について

受付期間	令和6年1月19日（金）～随時（対象戸数に達するまで先着順）
対象戸数	7戸（先着順）
間取り	1DK、2DK（世帯状況に応じ、こちらで決定いたします。）
申込資格	能登半島地震により住宅が全壊・半壊の重大な被害を受け、引き続き当該住宅に居住することが困難な方
使用開始日	申込手続き完了後、順次
使用期間	原則使用開始日から6か月以内まで（最長1年まで延長可）
家賃・駐車場使用料・敷金	免除（共益費、光熱水費は自己負担）

2. 申込方法について

申込方法	まずは下記「豊中市営住宅募集・管理センター」までお電話ください。 世帯人数などをお伺いし、住宅を案内させていただきます。 その後、メール・郵送等により「豊中市営住宅一時使用許可申込書」ほか所定の様式に記入・提出いただきます。
必要な物	①り災証明書（後日、提出可） ②本人または同居予定者の方の本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証など）

【使用にあたってのご注意】

- 一時避難後、申込資格に適合されることが判明した場合は、住宅の退去を求める場合があります。また、家賃相当額を請求する場合があります。
- 住戸内の清掃等については、一時避難者ご自身で行ってください。
- 住戸内の補修等については、一時使用のため行いませんのであらかじめご了承ください。
- 電気、ガス、水道の開栓等の手続きは、一時避難者ご自身で行ってください。
- 犬、猫、鳥等の動物の飼育（継続的に餌を与える）および持ち込みはできません。
- 住戸返還時、一時避難者が原因の住戸内の汚損・破損箇所がある場合は、修繕費用の実費全額を負担いただきます。
- 一時避難中は、他の入居者と同様、住宅内のルールを守り、他人に迷惑をかけるような行為は行わないでください。

申し込み・問合せ先
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
豊中市営住宅募集・管理センター
電話：06-6858-2395
（平日 8時45分から 17時15分まで）